

資料④-2

新型コロナウイルス感染症に関する
地域包括支援センターの対応方針について

地域包括支援センターにおける新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応方針

- ★発生状況による基本的な対応の流れについては、別表を参照のこと
- ★事案が発生した場合は、速やかに健康福祉総合相談担当課長又は健康増進・介護予防担当課長へ一報を入れること ※夜間・休日の場合は、市役所代表番号にて上記課宛に連絡のこと

I. 地域包括支援センターからの連絡の流れ（夜間・休日以外）

- (1) 感染者発生 の報告（第1報）：報告先は健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当
・市から接触者調査表の作成を依頼。

（様式は全包括共有の「コロナ関連」フォルダ内に原本保存）



※当該センターは、接触者調査表（2シートあり）を作成。

①感染源探求：感染者の発症日から2週間前までの感染者の接触者をリストアップし、この間の症状の確認を実施。

②接触者リストを作成

保健所は、感染者の発症日2日前からの感染者との接触状況により濃厚接触者を特定。

①②ともに保健所に提出。

- (2) 感染者の接触状況の確認：保健所による調査の実施

保健所は接触者調査表に基づき、濃厚接触者の特定と必要に応じた助言・指導。

※当該センターは、保健所からの助言・指導を踏まえ、業務継続の範囲について、速やかに健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当に相談し、業務継続の範囲について最終決定する。（業務縮小が無い場合は、市役所開庁時間内の連絡で可）

※当該センターは、国マニュアルを確認のうえ、保健所に対し、消毒方法と範囲、濃厚接触者について確認。

- (3) 感染者の移動範囲の消毒

当該センターは、国マニュアルを参考に消毒を実施（範囲が広い場合は、業者委託可能）

- (4) 健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護担当による業務対応体制及び周知の検討

・市ホームページ掲載等の有無及び内容等について検討。

※当該センターは、運営法人のホームページ掲載の有無について検討。

II. 発生時の対応

1. 複数の職員が感染したり、複数の職員が保健所に濃厚接触者とされて自宅待機となる等、地域包括支援センター（以下、「包括」という。）の機能が制限される場合（別紙1）

<基本的な考え方>

- ・健康福祉総合相談担当及び健康増進・介護予防担当と連携を取り、枚方市保健所との情報共有を図りながら、感染職員等の休業期間中は、包括業務が機能不全にならない対策を講じる必要がある。
- ・この場合には、包括職員でない法人職員が代替要員として電話対応等の必要最低限の包括業務への従事・支援等を検討する必要がある。

(1)総合相談・支援業務、権利擁護業務

- ・従来からの継続ケースで不急対応可能ケースは、ケースへ説明のうえ後日に対応する等、業務の調整を行う。
- ・休業期間中の包括への問合せや相談は、法人職員が電話相談窓口として受付け、ケースに応じて法人内部や自宅待機中の包括職員等と連絡調整し、対応する。
- ・上記対応では高齢者からの問合せや相談に支障が生じる場合等については、市と協議しながら対応する。

(2)介護予防支援事業

- ・新規利用者に対して本来は、包括と一部委託先事業者との双方で訪問し、重要事項説明、契約締結及びアセスメント等を実施するが、休業期間中は委託先事業者のみ先行して対応いただき、包括の同行は通常業務開始後に順次行う。
- また、ケアプランへのコメント記入は、郵便や FAX 等により対応する。

(3)包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・期間中の連絡会議等は延期する。
- ・ケアマネジャーからの個別相談はテレワークか代替職員が対応する。

(4)その他

- ・上記以外の対応が必要な場合等は、所管事務に応じて健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当に相談する。

2. 利用者が感染する等判明し、一部職員が接触者の場合

(1)濃厚接触者であると判断された段階で、即、当該職員を自宅待機させる（別表④⑤）

- ・当該職員は、保健所が濃厚接触者の特定を行うまで自宅待機。
- ・他に症状のある職員がいないか早急に確認し、有症状者は自宅待機とする。（別表⑥）
- ・事前に医療機関に状況を伝え、医療機関を受診する。
- ・濃厚接触者で症状がなく体調が良い場合：休業とする場合は運営法人の責に帰すべき休業に該当しないが、テレワークによる出勤扱いとすることも可能。
- ・上記対応が困難な場合：包括職員でない法人職員が代替要因として包括業務に従事する対応をお願いしたい。

(2)濃厚接触者職員がPCR検査を受検する場合（別表④⑤）

※PCR検査を受検する場合は、速やかに健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当に連絡すること

- ・居住地の保健所からPCR検査の案内を受け、受検する。
- ・濃厚接触者に対する枚方市保健所からの14日間の自宅待機の要請を受けることを想定した当該職員の業務調整を検討。

(3)当該濃厚接触者職員の検査結果が陽性になった場合の想定

- ・全包括職員が14日間自宅待機となった場合に備えた業務調整。
- ・健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当への状況報告と連携。

(4)その他

- ・上記以外の対応が必要な場合などにおいては、所管事務に応じて健康福祉総合相談担当又は健康増進・介護予防担当に相談する

3. 発生に備えた平時からの対応

(1) 平時から危機感を持って、感染防止対策を徹底

① 事務所内における感染防止対策

- ・事務所内でもマスク着用、可能な限り2方向常時換気、複数の職員が使用する共有物やアクリル板等の消毒。食事は黙食の実施。
- ・出勤時や訪問からの帰所時、トイレの後には石鹸と流水による十分な手洗いや手指消毒を行う。

② 利用者との面談時には、三密を避けて対応するとともに、職員に感染症対策実施指導を徹底する。

- ・来所者の氏名、連絡先、対応時間を把握し、接触者として特定できるようにしておく。
- ・面談時には両者がマスクを着用し、お互いの距離（1m以上）保って面談

- ・ 面談者間にアクリル板、ビニールシート等を設置。
- ・ 家庭訪問時は、自宅のドアや窓を開ける、長時間の滞在を避ける等、換気に注意。

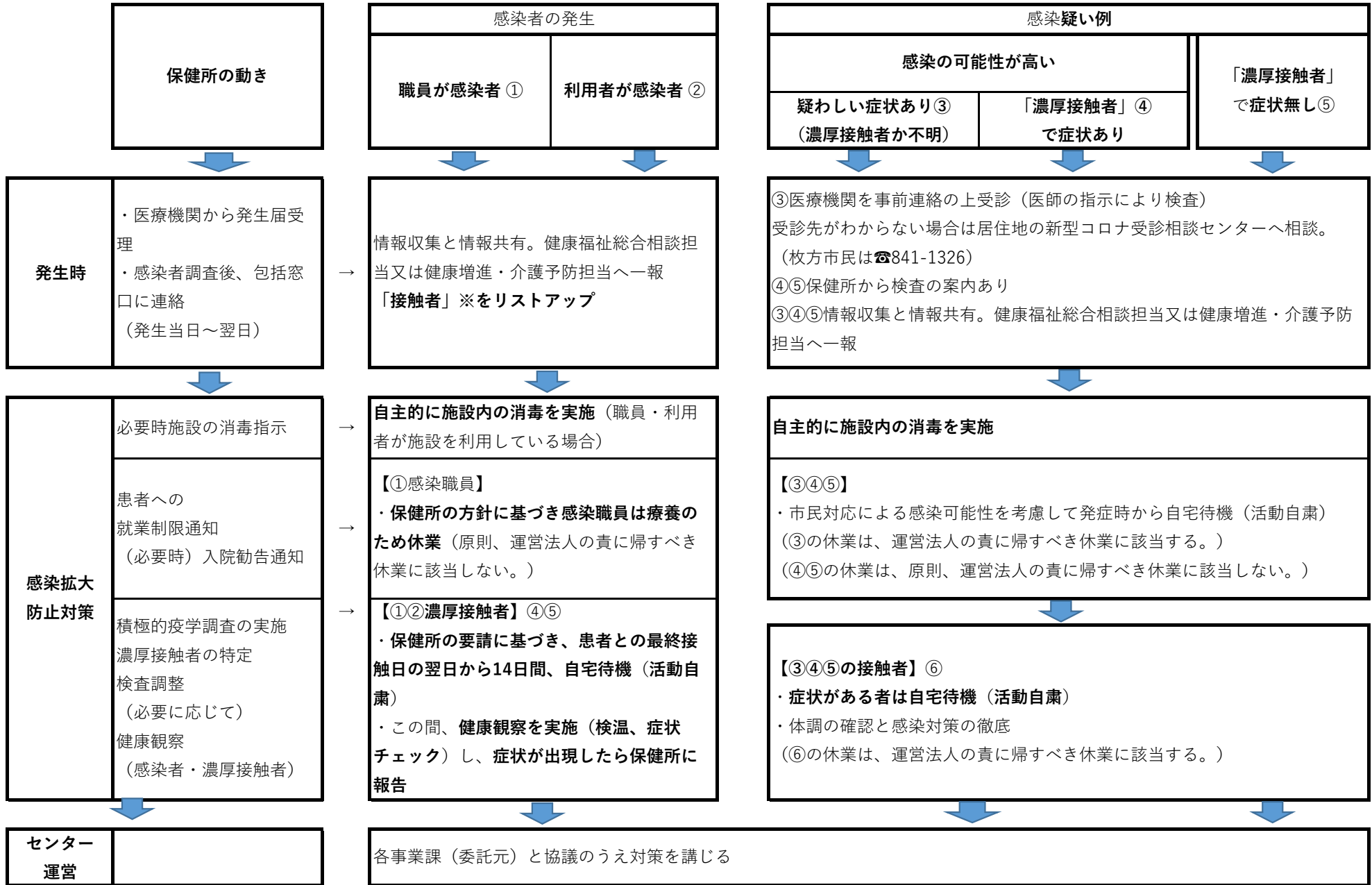
(2) 包括が機能不全とならないよう法人内で職員の勤務形態を考慮

- ・ 職員全員が濃厚接触者となり、包括が機能不全となるのを防ぐため、交替によるテレワークや時差出勤を検討、事務作業は分かれて行うなど、可能な範囲で取り組む

(3) 職員の健康管理の徹底

- ・ 検温を毎日、全員実施。37.5 度以上等、普段の体温より高い場合は管理者に連絡し、自宅待機または医療機関受診を勧奨。
- ・ 呼吸器症状や味覚・嗅覚障害など、頭痛、鼻水、鼻づまりなどの軽微な症状であっても、いつもと違う症状が現れたら出勤を控え、**速やかに医療機関を受診する。**
- ・ 職員家族も感染対策や健康管理を徹底させ、家族に呼吸器症状や発熱者などが出た場合は本人も出勤を控える。

基本的な対応の流れ



※「濃厚接触者」は積極的疫学調査要領（国立感染症研究所）に基づき、リストアップされた接触者の状況から保健所が判断して特定する。